

町田市下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 下水道事業の円滑な運営に資するため、町田市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及びその結果を答申する。

- (1) 下水道事業の計画及び運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、下水道事業に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 下水道事業関係団体の代表 4人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を、次のように改正する。

第2条中第69号を第70号とし、第68号の次に次の1号を加える。

(69) 町田市下水道事業審議会委員

別表行政不服審査会の項の次に次のように加える。

町田市下水道事業審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円